

手数料に関する事項

15,000,000円を成功報酬として適用する。

返戻金制度に関する事項

内定者が、内定から3ヶ月までの間に内定者の責に帰すべき事由により内定の取消し、又は委任契約が解除された場合には、求人者の請求により、アイ・アールジャパンは受領した人材紹介手数料の半額を求人者に対し返還する。

以上

株式会社アイ・アールジャパン
〒100-6026
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階
TEL : 03-3519-6720 (代表)
FAX : 03-3519-6730